

令和6年4月1日

「貯金規定」の一部改正について

貯金規定にかかる改正を下記のとおり予定しています。詳細につきましては、定型約款掲載ページをご参照ください。

記

1. 貯金規定の主な改正内容

- (1) 満期解約予約登録対象の貯金規定にかかわらず、満期日、中間利払日に指定の貯金口座への入金にかかる記載のある貯金規定について満期日（または中間利払日）が休日の場合は翌営業日に貯金口座へ入金される旨を追記します。
- (2) 未利用口座管理手数料の徴収に伴う口座の解約については、未利用口座管理手数料と貯金残高が同額、かつ解約時の精算利息が0円の場合には、手数料徴収後の貯金残高が0円となり自動解約されるシステム仕様としておりますが、現行の規定は本ケースを想定した記載となっていないため、改正を行います。

2. 改正実施日

令和6年4月1日（月）

以上